

第14号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に関する審査等に係る手数料を引き上げるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 4消防関係の表2(2)の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表6(1)の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,

800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表7の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に関する審査等に係る手数料を引き上げるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

危険物の貯蔵所の設置許可に関する審査等に係る手数料を次のとおり改定する。

(別表 4 消防関係の表関係)

事務	区分	数量	改正案	現 行
危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		570,000 円	530,000 円
	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1,000k1 以上 5,000k1 未満	880,000 円	830,000 円
		5,000k1 以上 10,000k1 未満	1,070,000 円	1,010,000 円
		10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,200,000 円	1,120,000 円
		50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,520,000 円	1,420,000 円
		100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,780,000 円	1,660,000 円
		200,000k1 以上 300,000k1 未満	4,070,000 円	3,880,000 円
		300,000k1 以上 400,000k1 未満	5,340,000 円	5,100,000 円
		400,000k1 以上	6,490,000 円	6,290,000 円
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,000k1 以上 5,000k1 未満	1,180,000 円	1,130,000 円
		5,000k1 以上 10,000k1 未満	1,410,000 円	1,340,000 円
		10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,580,000 円	1,500,000 円
		50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,940,000 円	1,830,000 円
		100,000k1 以上 200,000k1 未満	2,260,000 円	2,140,000 円
		200,000k1 以上 300,000k1 未満	4,550,000 円	4,350,000 円
		300,000k1 以上 400,000k1 未満	5,820,000 円	5,570,000 円
		400,000k1 以上	7,070,000 円	6,770,000 円
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	400,000 k1 未満	5,930,000 円	5,750,000 円
		400,000k1 以上 500,000k1 未満	7,470,000 円	7,250,000 円
		500,000k1 以上	10,900,000 円	10,700,000 円

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	特定屋外タンク貯蔵所（基礎・地盤検査）	1,000k1 以上 5,000k1 未満	420,000 円	410,000 円	
		5,000k1 以上 10,000k1 未満	560,000 円	540,000 円	
		10,000k1 以上 50,000k1 未満	730,000 円	700,000 円	
		50,000k1 以上 100,000k1 未満	960,000 円	920,000 円	
		100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,090,000 円	1,040,000 円	
		200,000k1 以上 300,000k1 未満	1,660,000 円	1,600,000 円	
		300,000k1 以上 400,000k1 未満	1,900,000 円	1,820,000 円	
		400,000k1 以上	2,120,000 円	2,030,000 円	
	特定屋外タンク貯蔵所（溶接部検査）	1,000k1 以上 5,000k1 未満	530,000 円	490,000 円	
		5,000k1 以上 10,000k1 未満	680,000 円	630,000 円	
		10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,030,000 円	990,000 円	
		50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,410,000 円	1,310,000 円	
		100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,780,000 円	1,720,000 円	
		200,000k1 以上 300,000k1 未満	3,430,000 円	3,320,000 円	
		300,000k1 以上 400,000k1 未満	4,190,000 円	4,060,000 円	
		400,000k1 以上	4,800,000 円	4,650,000 円	
	屋外タンク貯蔵所（岩盤タンク検査）	400,000k1 未満	9,320,000 円	9,100,000 円	
		400,000k1 以上 500,000k1 未満	12,600,000 円	12,400,000 円	
		500,000k1 以上	17,300,000 円	17,000,000 円	
	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1,000k1 以上 5,000k1 未満	320,000 円	310,000 円
			5,000k1 以上 10,000k1 未満	460,000 円	430,000 円
10,000k1 以上 50,000k1 未満			750,000 円	720,000 円	
50,000k1 以上 100,000k1 未満			1,020,000 円	960,000 円	
100,000k1 以上 200,000k1 未満			1,300,000 円	1,210,000 円	
200,000k1 以上 300,000k1 未満			3,150,000 円	2,950,000 円	
300,000k1 以上 400,000k1 未満			3,870,000 円	3,620,000 円	
400,000k1 以上			4,460,000 円	4,170,000 円	
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所		1,000k1 以上 400,000k1 未満	2,690,000 円	2,660,000 円	
		400,000k1 以上 500,000k1 未満	3,230,000 円	3,190,000 円	
		500,000k1 以上	4,830,000 円	4,790,000 円	

3 施行期日

平成30年4月1日

芦屋市手数料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現 行		
別表（第2条関係） 1 総務関係～3 建設関係（表省略） 4 消防関係			別表（第2条関係） 1 総務関係～3 建設関係（表省略） 4 消防関係		
事務	手数料を徴収する事務	金額	事務	手数料を徴収する事務	金額
1 (省略)			1 (省略)		
2 消防法	(1) (省略)		2 消防法	(1) (省略)	
第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ・ロ (省略) ハ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>570,000円</u> ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵	第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ・ロ (省略) ハ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 <u>530,000円</u> ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)), 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵

改正案		現 行	
	<p>所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ,それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>880,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,070,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,200,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,520,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,780,000円</u></p>		<p>所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ,それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>830,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,010,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,120,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,420,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u></p>

改正案		現 行	
	<p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,070,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,340,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,490,000円</u></p> <p>ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5</p>		<p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,880,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,100,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,290,000円</u></p> <p>ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,130,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5</p>

改正案			現 行		
		<p>千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 410, 000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 580, 000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 940, 000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 260, 000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特</p>			<p>千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 340, 000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 500, 000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 830, 000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 140, 000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特</p>

改正案			現 行		
		定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000円</u> (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000円</u> (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u> へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,930,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,470,000円</u>			定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,350,000円</u> (7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,570,000円</u> (8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>6,770,000円</u> へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>5,750,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>7,250,000円</u>

改正案			現 行		
		(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,900,000円</u> ト～ヲ (省略)			(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>10,700,000円</u> ト～ヲ (省略)
	(3) (省略)			(3) (省略)	
3～5 (省略)			3～5 (省略)		
6 消防法 第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	(1) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ・ロ (省略) ハ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>420,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>560,000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>730,000円</u> (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タン	6 消防法 第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	(1) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ・ロ (省略) ハ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>540,000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>700,000円</u> (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タン

改正案		現 行	
	<p>ク貯蔵所 <u>960,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,090,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,900,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,120,000円</u></p> <p>ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>530,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク</p>		<p>ク貯蔵所 <u>920,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,040,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,600,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,820,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,030,000円</u></p> <p>ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>490,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク</p>

改正案		現 行	
	<p>貯蔵所 <u>680,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,030,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,780,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,430,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,190,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,800,000円</u></p> <p>ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、</p>		<p>貯蔵所 <u>630,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,310,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,320,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u></p> <p>ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、</p>

改正案			現 行		
		<p>それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,320,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,600,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,300,000円</u></p>			<p>それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>9,100,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 <u>12,400,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 <u>17,000,000円</u></p>
	(2)	(省略)		(2)	(省略)
7	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>320,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>460,000円</u>	7	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>310,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u>

改正案		現 行	
	<p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>750,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,020,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,300,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,150,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,870,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,460,000円</u></p> <p>ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査次に掲げる特定屋外タンク貯</p>		<p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>720,000円</u></p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u></p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u></p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u></p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u></p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,170,000円</u></p> <p>ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査次に掲げる特定屋外タンク貯</p>

改正案			現 行		
		蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,690,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,230,000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,830,000円</u> ハ (省略)			蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,660,000円</u> (2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,190,000円</u> (3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,790,000円</u> ハ (省略)
5	その他共通関係	(表省略)	5	その他共通関係	(表省略)